

「奈良県いじめ防止基本方針」の改定について

1. 「奈良県いじめ防止基本方針」について

- ・「いじめ防止対策推進法」第12条に基づき、国のいじめ防止基本方針を参酌し、奈良県におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため基本方針を策定。(H28.3策定、R3.3改定)
- ・国の動向や県の実情に合わせて、概ね3年で必要な見直し等を行うこととしている。

2. いじめ防止等に関する国等の動向

⇒R3.3 奈良県いじめ防止基本方針改定以降、以下の改定等が実施されている。

○生徒指導提要の改定(R4.12) ※10年ぶりの改定

- ・学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築
- ・事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換

○新たな教育振興基本計画の策定(R5.6)

- ・いじめの未然防止、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関等との連携などいじめ防止対策を強化

○いじめ防止対策推進法等に基づくいじめに関する対応について(文部科学省初等中等教育局 通知)(R3.9) 等

3. 「奈良県いじめ防止基本方針」の改定の方向性

- ・国における「生徒指導提要」や「教育振興基本計画」の改定等を踏まえた内容の追加、文言修正。
- ・奈良県いじめ対策連絡協議会においてご議論頂いた、「いじめ防止対策の推進に向けた取組に係るご意見のまとめ」を踏まえた内容の追加、文言修正。

4. 今後のスケジュール(予定)

- ① R6.8頃 「令和6年第1回いじめ対策連絡協議会」において素案を提示、意見交換
- ② R7.1頃 「令和6年第2回いじめ対策連絡協議会」において改定案を提示、意見交換
- ③ R7.1~2 パブリックコメント
- ④ R7.3 奈良県いじめ防止基本方針の改定